

議案第13号 小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成27年度人事院勧告等に準拠し、任期付職員の給料表を増額改定するとともに、期末手当の支給月数を0.05月増額改定するもの。

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第1条関係】

現行		改正後(案)		備考																								
<p>(任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>370,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>418,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>470,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>531,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>606,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。</p>		号給	給料月額(円)	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	<p>(任期付職員の給与の特例)</p> <p>第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>371,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>419,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>532,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>607,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。</p>		号給	給料月額(円)	1	371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	<p>改正</p> <p>改正</p>
号給	給料月額(円)																											
1	370,000																											
2	418,000																											
3	470,000																											
4	531,000																											
5	606,000																											
号給	給料月額(円)																											
1	371,000																											
2	419,000																											
3	471,000																											
4	532,000																											
5	607,000																											

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第8条から第11条の2まで、第15条から第17条まで及び第21条の規定は、任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第5条、第8条から第11条の2まで、第15条から第17条まで及び第21条の規定は、任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>改正</p> <p>改正 改正</p>